



Beyond テレワーク
V-CUBE

株式会社ブイキューブ

(証券コード 3681)

第22期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

<ご来場自粛・バーチャル株主総会ご活用をお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へご来場いただける株主様の人数を大幅に制限させていただきます。
- ・株主の皆様におかれましては、できる限り、事前に書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットにより議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。
- ・本総会にご出席いただくためには、実際に株主総会会場にご来場いただく場合及びインターネットを通じてご出席いただく場合のいずれの場合においても、事前のお申し込みが必要となりますので、ご注意ください。事前のお申し込みがない場合、本総会にご出席いただくことはできません。
- ・議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。
- ・本総会は、ハイブリッド「出席型」バーチャル株主総会として実施いたしますので、是非インターネット経由でのご出席をご検討ください。当日の議決権行使及びご質問等は、当社指定のウェブサイトにおいて受け付けいたします。詳細は、6ページ～7ページをご参照ください。
- ・なお、株主総会会場におけるお土産の配布はございません。

証券コード 3681
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目17番3号
株式会社ブイキューブ
代表取締役社長 間 下 直 晃

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会はインターネットを通じてご出席・議決権行使をいただくことができる、ハイブリッド「出席型」バーチャル株主総会として実施いたします（詳細は、6ページ～7ページに記載の「インターネット出席(バーチャル株主総会)のご案内」をご参照ください。）。

新型コロナウイルス感染症の流行が引き続き懸念される状況を踏まえ、株主様には、ご来場をできる限りお控えいただきますとともに、ご出席いただける場合には、上記インターネット出席をご検討いただきますようお願い申しあげます。

また、本総会にご出席いただけない場合には、以下のとおり、**2022年3月28日(月曜日)午後6時まで**に、**郵送(書面)又はインターネットによる事前の議決権行使**をお願い申しあげます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月29日(火曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分) |
| 2. 場 所 | 東京都港区白金一丁目17番3号
NBFプラチナタワー16階 当社本社会議室 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 株主総会会場へご来場いただく代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書類を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
- (2) 郵送（書面）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を事前行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) 郵送（書面）又はインターネットにより議決権を事前行使されたうえで、インターネット出席された株主様は、本総会当日にインターネット出席により本総会にご出席いただいた時点で、事前の議決権行使結果を破棄し、本総会にインターネット出席いただき行使いただいた議決権行使結果を当該株主様の行使内容として取り扱わせていただきます。インターネット出席された株主様で、本総会当日にインターネット出席による議決権を行使されなかった場合には、棄権されたものとして取り扱わせていただきます。

以上

【お願い】

当日株主総会会場にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、株主総会会場にご来場される株主様（特に高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、当日は、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お知らせ】

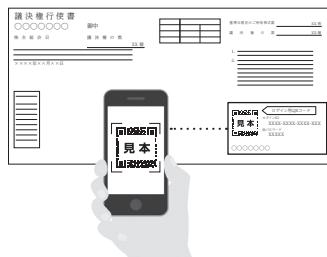
- (1) 事業報告の主要な事業内容、主要な事業所等、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.vcube.com/jp/>) に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.vcube.com/jp/>) に掲載させていただきます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当日は、当社役職員及び係員に対し、マスクの着用その他感染拡大予防のための措置を講じる場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

2. 事前コメントの受付についてのご案内

受付期間：2022年3月16日(水曜日) 午後1時～2022年3月23日(水曜日) 午後6時

株主様は、当社指定のウェブサイトを通じ、事前に、当社に対してご意見、ご質問その他の事前コメントをお一人様3問まで（1問につき300字以内で入力）送信いただくことができます。以下の【ご注意】及び【受付方法】をご参照のうえ、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

【ご注意】

- ・事前コメントの受付は、株主総会におけるご質問とは別に、株主様のご関心の高い事項を当社において事前に把握し、株主総会における当社からの情報提供を充実させる目的で募集させていただくものです。
- ・事前コメントは、株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご入力いただいた事前コメントのうち、特に株主の皆様のご関心が高いと思われる事項については、株主総会当日に採り上げてご紹介、ご説明をさせていただく予定です。すべての事前コメントに対しご説明をさせていただくことはできかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。なお、当日、ご説明ができない場合であっても、事前コメントについて個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。
- ・株主様よりいただいた事前コメントのうち、主要なものにつきましては、本総会終了後、当社コーポレートサイトに当社の考え方を含めて公開させていただくことも予定しております。

【受付方法】

- ① 『ブイキューブ株主総会Portal』に接続
- ② ID（株主番号）、パスワード(郵便番号)を入力の上ログイン
- ③ 株主様専用ページにて「事前コメントを送る」ボタンを押下

3. インターネット出席(バーチャル株主総会)のご案内

申込受付期間：2022年3月16日(水曜日) 午後1時～2022年3月28日(月曜日) 午後1時

本総会は、開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じ、ライブ中継をご視聴いただきながら、株主総会会場にご来場いただく株主様と同様に議決権の行使、ご質問等（1回のご質問等につき

300字以内で入力) を行うことが可能なハイブリッド「出席型」バーチャル株主総会として実施いたします。

インターネット出席いただいた株主様は、実際に株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

なお、インターネット出席には事前のお申し込みが必要です。以下の【申し込み方法】をご参照のうえ、お手続きをお願い申し上げます。

【申し込み方法】

- ① 『ブイキューブ株主総会Portal』に接続
- ② ID (株主番号)、パスワード(郵便番号)をご入力のうえログイン
- ③ 株主様専用ページにて「出席を申し込む」ボタンを押下
- ④ 出席申し込みフォームにて「Web出席」を選択、「申し込む」ボタンを押下

『ブイキューブ株主総会Portal』

事前コメント・インターネット出席申込はこちら

URL : <https://3681.ksoukai.jp/>



<インターネット出席に関する注意事項>

- ・インターネット出席に対応している言語は、日本語のみとなります。予めご了承ください。
- ・通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止等の障害が発生する可能性があります。当社としては、これらの障害によってインターネット出席株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。なお、ご出席の方法にかかわらず、株主総会前においても、議決権行使をいただくこと、また、当社へのご質問をいただくことができます。万一の場合に備え、これら事前の議決権行使及びご質問のご活用もご検討のほどお願いいたします。
- ・**代理人によるインターネット出席はお受けいたしません。**代理人による議決権行使を希望される株主様は、次ページに記載の「4. 開催日当日のご来場について」のとおり事前のお申し込みをいただいたうえで、株主総会会場にご来場になられる株主様を代理人としていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・インターネット出席に係る推奨環境等は、以下の当社ウェブサイトよりご確認ください。
URL : <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/>

4. 開催日当日のご来場について

申込受付期間：2022年3月16日(水曜日) 午後1時～2022年3月23日(水曜日) 午後6時

本総会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へご来場いただける株主様の人数を大幅に制限させていただきます。株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、インターネット出席のご活用をお願いいたします。

なお、**ご来場を希望される場合は、事前のお申し込みが必要となります。**以下の【申し込み方法】をご参照のうえ、お手続きをお願い申し上げます。

※事前のお申し込みは、先着順で、上限人数(10名)に達し次第、締め切らせていただきます。上限人数に達した場合には、インターネット出席をご活用ください。

※事前にお申し込みをされていない株主様につきましては、株主総会会場へのご入場をお断りいたします。予めご了承ください。

※事前のお申し込みのうえ、ご来場いただく際には、議決権行使書をご持参のうえ、NBFプラチナタワー16階の株主総会会場受付までお越しくください。株主総会会場入口付近で、検温にご協力いただく場合がございます。また、当日、ご体調がすぐれないことが疑われる場合、株主総会会場へのご入場をご遠慮いただくこともございます。併せて予めご了承ください。

※会場内では、マスクのご着用をお願いいたします。

※会場後方からの撮影があり、可能な範囲において、ご来場株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

【申し込み方法】

- ① 『ブイキューブ株主総会Portal』に接続
- ② ID(株主番号)、パスワード(郵便番号)をご入力の上ログイン
- ③ 株主様専用ページにて「出席を申し込む」ボタンを押下
- ④ 出席申し込みフォームにて「会場出席」を選択、必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押下

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの発生によって前年度に停滞していた経済活動は再開し、緩やかに回復に向かった年でした。感染症の流行は年初及び夏から秋にかけて拡大したものの、ワクチン接種が進んだことで年末には沈静化に向かいましたが、オミクロン株の発生による感染の再拡大により、社会活動及び経済活動の正常化も道半ばにあります。

対面型ビジネスについては依然として厳しい状況にある中、コロナ禍によって急速に進んだテレワークや業務のリモート化、オンライン化を好機と捉えて働き方改革を実施し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）によって労働生産性の向上と収益性の改善を目指す積極的な動きも見られました。

以上のような環境の下、当社グループにおいては、前年に引き続き、セミナーなどのイベントのオンライン化の需要やオフィスや公共空間におけるWeb会議を実施できるセキュアな空間に対するニーズは高く、事業規模は前年度に比べて拡大いたしました。一方で、オンライン型セミナーが急速に普及したことから、顧客企業の内製化への切り替えが当初の想定よりも早く進み、中期経営計画において見込んでいた成長率を見直すこととなりました。今後はWeb配信専用スタジオであるプラチナスタジオを有する当社の強みを生かし、内製化が難しい大規模の配信案件の獲得や、Webセミナーの更なる普及によって需要の拡大が見込まれる付加価値の高いイベント案件の推進によって差別化を図り、事業の拡大を目指してまいります。

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	8,282,569	11,493,601	3,211,032	38.8%
営業利益	1,046,392	1,351,187	304,795	29.1%
経常利益	1,020,100	1,232,811	212,711	20.9%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,138,279	1,324,261	185,982	16.3%

当連結会計年度において、売上高は前年同期比で38.8%増加いたしました。これは、当連結会計年度よりXyvid, Inc.が連結子会社となったこと、セミナー配信件数や公共空間におけるテレキューブの設置台数の増加などにより、各事業セグメントにおいて売上高が伸長したことによるものです。

営業利益においては、イベントDX事業及びサードプレイスDX事業の2つのセグメントにおいて売上規模の拡大に伴って営業利益額も増加し、前年同期比304,795千円増の1,351,187千円となりました。

営業外損益においては、5月にオープンしたプラチナスタジオの開設準備期間及び旧スタジオのクローズ期間に生じた地代家賃等の費用31,723千円を計上したほか、持分法適用会社であるテレキューブサービス株式会社において前年に引き続き公共空間における積極的な投資を行なったため、持分法による投資損失34,675千円を計上しました。

特別損益においては、利用率が低下したソフトウェアや販売中止となったサービスに係るソフトウェアについて減損損失475,282千円を計上いたしました。また、子会社の清算に伴う損失として77,469千円を計上しております。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

I. エンタープライズDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	4,721,751	4,573,186	△148,565	△3.1%
セグメント利益	902,277	670,872	△231,405	△25.6%

旧報告セグメント「ビジュアルコミュニケーション事業」のうちWebセミナー配信関連を除いたサービス全て、旧報告セグメント「ラーニングマネジメントシステム事業」の全て、及び旧報告セグメント「アプライアンス事業」のうちテレキューブ関連を除いたサービス全てを集約した事業であり、主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するサービスを提供しております。

具体的には、自社開発の汎用Web会議システム「V-CUBE ミーティング」やテレビ会議システム「V-CUBE BOX」、「Zoom」の販売のほか、ディスカッションテーブル「V-CUBE Board」などの災害対策ソリューションやウェアラブルデバイスなど、企業向けのリモートコミュニケーションプロダクトを提供しております。また、顧客企業において映像組み込み型サービスの開発を容易にする「V-CUBE Video SDK」の提供やサービス開発及び運用支援をすることで、顧客企業におけるソリューション開発を支援しております。

当連結会計年度では、前年同期比3.1%減の4,573,186千円となりました。これは、主にオンプレミス案件の需要の低下の他、コロナ禍で対面での商談が制限された緊急対策サービスが減少したためであります。また、セグメント利益は前年同期比25.6%減の670,872千円となりました。これは、注力事業ではなくなったことによる自社製品比率の低下に伴う限界利益率の緩やかな減少によるものです。

II. イベントDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	2,584,984	4,710,320	2,123,336	82.1%
セグメント利益	452,023	639,846	187,823	41.6%

イベントDX事業は、旧報告セグメント「ビジュアルコミュニケーション事業」のうち、前連結会計年度において急拡大したWebセミナー配信関連サービスをセグメントとして独立させたものであり、様々な分野におけるイベント、セミナーのリモート化を支援する事業であります。

具体的には、Webセミナー配信サービス「V-CUBE セミナー」や「EventIn」などのセミナー配信ソフトウェアを提供するほか、イベント配信に係る運用設計、当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援サービスを提供しております。

当連結会計年度では、売上高は前年同期比82.1%増の4,710,320千円、セグメント利益は前年同期比41.6%増の639,846千円となりました。Webセミナー配信回数はオンライン化の定着により急増し、6月にはバーチャル株主総会の実施があったことから、当連結会計年度における配信回数は前年同期比64%増の約7,800件となりました。当連結会計年度においては、製薬業界において小規模セミナーの配信が内製化される傾向が見られたため、開催数が当初見込よりも下回りました。しかしながら、法定の議事進行を要し失敗の許されない株主総会や内製化が困難な大規模配信案件、及び、クオリティの高いオンラインイベントを提供する高付加価値案件の需要は増加しているため、イベントDX事業全体としては今後も拡大を続けていくものと予測しております。

Ⅲ. サードプレイスDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	973,833	2,210,094	1,236,261	126.9%
セグメント利益	261,023	702,723	441,700	169.2%

サードプレイスDX事業は、旧報告セグメント「アライアンス事業」のうち、防音型コミュニケーションブース「テレキューブ」に関連するサービスをセグメントとして独立させたものであり、自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行うことで、昨今日本に浸透しつつあるテレワークを1つのワークスタイルとして定着させることを目的とする事業であります。

具体的には、企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間におけるワークブースの管理運営システムの開発、「テレキューブ」において提供する関連サービスの開発を行っております。

当連結会計年度では、セグメント売上高は前年同期比126.9%増の2,210,094千円となり、セグメント利益は前年同期比169.2%増の702,723千円となりました。テレワーク・リモートワークの浸透と、コロナ禍が落ち着いたことによる出社が拡大したことに伴い、企業及び公共空間においてWeb会議に対応したセキュアなワークブースの需要が急増したことにより、販売件数が増加したことによるものであります。

(2) **設備投資等の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,113,377千円で、主なものは自社サービスソフトウェアの開発による投資と配信用スタジオの設置であります。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中において、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として4,952,000千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年12月期)	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	7,960,678	6,369,887	8,282,569	11,493,601
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	259,522	△341,846	1,020,100	1,232,811
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	456,121	34,386	1,138,279	1,324,261
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.95	1.43	47.10	54.68
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.58	1.41	45.52	53.22
総 資 産 (千円)	10,585,157	7,002,932	10,031,260	15,259,020
純 資 産 (千円)	4,530,111	3,049,069	3,825,417	5,100,851
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	153.23	125.67	156.41	207.92

(注) 当社は第16期より「従業員持株会信託型ESOP」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数からは、当該信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。なお、前連結会計年度末において従業員持株会支援信託（ESOP信託）制度は終了したため、当連結会計年度末において該当株式数はありません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年12月期)	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	5,924,816	5,147,862	7,212,683	9,746,347
経 常 利 益 (千円)	271,670	47,794	738,851	1,660,241
当 期 純 利 益 (千円)	577,798	697,198	202,110	1,692,782
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	24.00	28.94	8.36	69.90
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	23.54	28.53	8.06	68.04
総 資 産 (千円)	9,351,309	7,749,389	9,670,449	14,447,628
純 資 産 (千円)	3,328,544	3,526,188	3,419,405	4,681,213
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	137.62	146.36	141.15	192.78

(注) 当社は第16期より「従業員持株会信託型ESOP」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数からは、当該信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。なお、前連結会計年度末において従業員持株会支援信託（ESOP信託）制度は終了したため、当連結会計年度末において該当株式数はありません。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テレキューブ株式会社	25,000千円	67.00%	防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売等
V-cube Global Services Pte. Ltd.	33,290千シンガポールドル 13,796千USDドル	100%	R&Dセンター、アジア地域統括中間持株会社
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	9,821千シンガポールドル	100%	教育プラットフォームの開発及び販売等
Xyvid, Inc.	100USDドル	100%	Webセミナーのシステム開発・販売および配信サービスの提供

(注)V-cube Global Services Pte. Ltd.は、2021年12月28日付で清算手続きが終了しております。

(注)当連結会計年度において、Xyvid, Inc.の株式の100%を取得し、連結子会社としました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	Xyvid, Inc.
特定完全子会社の住所	1170 Wheeler Way, Langhorne, PA 19047, U.S.A.
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,571,485千円
当社の総資産額	14,447,628千円

(6) 対処すべき課題

当社グループは、テレワークが普及した世界での社会課題解決に取り組むため、「Beyondテレワーク」をテーマに、ミッションである「Evenな社会の実現 ～すべての人が平等に機会を得られる社会の実現～」を達成するべく、以下を対処すべき課題として重点的に取り組んでまいります。

1. テレワーク定着実現とコミュニケーションDXによる生産性・生活の質向上

テレワークやコミュニケーションDXなどによるコミュニケーションのリモート化は、場所の制約からの解放をもたらすことで、機会均等や情報格差の是正、地方移住促進による地方創生などの社会課題解決につながります。また、リモート化は同時に時間的制約からの解放ももたらし、通勤時間や移動時間の削減による生産性や生活の質の向上の実現にもつながります。

当社グループは、テレワークの定着実現とコミュニケーションDX実現のサポートをすることで、このような社会課題解決と社会の生産性・生活の質向上を目指します。

具体的には、以下の施策に取り組んでまいります。

- ・リモート化ツールの1つである汎用Web会議サービスについて、高品質・安定的に提供できるよう機能開発や品質改善活動を継続してまいります。
- ・業界/用途ごとの商習慣や業務に合わせたプロダクトのカスタマイズや開発サポートを提供することで顧客企業のコミュニケーションDXに貢献します。
- ・業界知見と豊富な経験・実績に基づく、低コストながら高品質の配信及び運用サポートを提供することにより、セミナーや講演会のリモート化を推進します。
- ・公共エリアにおけるテレキューブ設置を積極的に展開することで、リモートワークや在宅勤務者の利便性向上に努め、テレワークの定着に貢献します。

2. 新規事業領域の創出による、グループ全体の持続的な成長の実現

IT技術は日々進歩を遂げており、当社のコミュニケーションDXもまた技術の陳腐化が早い分野であります。そのような環境の中で当社が持続的成長を続けていくために、新規事業の開拓及び創造に取り組んでまいります。

3. 企業価値の最大化の為の業績向上と株主還元

① 価値提供モデルの実現による業績向上と企業価値最大化

SaaS+Serviceモデルによる付加価値の高い製品・サービスの提供を行うことで、高収益体質の実現を目指します。

② 配当性向目標の実現

配当を中心に株主還元を行い、配当性向30%の実現及びその維持に向けて、事業活動を行ってまいります。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
490 (23) 名	85名増 (4名減)

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。使用人数の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
349 (19) 名	66名増 (1名減)	35.1歳	5.3年

(注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。使用人数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて66名増加した理由は、主にイベントDX事業の拡大に伴い人材採用を行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,196,000千円
株式会社みずほ銀行	1,758,000千円
株式会社千葉銀行	469,500千円
株式会社三井住友銀行	455,412千円
株式会社きらぼし銀行	398,200千円

(注) 当社が取引金融機関との間で締結している借入金契約には、財務制限条項が付されているものがあります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,737,400株
(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は236,800株増加しております。
- ③ 株主数 21,268名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
間下直晃	3,416,247株	14.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,107,000株	8.68%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,302,125株	5.36%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	778,400株	3.21%
トミーコンサルティングインク	680,000株	2.80%
上田八木短資株式会社	428,000株	1.76%
野村証券株式会社	342,041株	1.41%
山内正義	311,600株	1.28%
高田雅也	308,900株	1.27%
J P M O R G A N 証 券 株 式 会 社	267,870株	1.10%

(注) 持株比率は自己株式(466,443株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年3月8日の取締役会決議に替わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 普通株式
- イ. 取得した株式の総数 121,100株
- ウ. 取得価額 299,982,200円
- エ. 取得期間 2021年3月9日から2021年3月31日まで

当社は、2021年8月17日の取締役会決議に替わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類	普通株式
イ. 取得した株式の総数	55,100株
ウ. 取得価額	94,811,400円
エ. 取得期間	2021年8月18日から2021年8月31日まで

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	間下直晃	CEO(Chief Executive Officer) 株式会社センシンロボティクス 代表取締役会長
代表取締役副社長	高田雅也	COO(Chief Operating Officer)
専務取締役	水谷潤	CRO(Chief Revenue Officer) 営業本部長
取締役	亀崎洋介	CTO(Chief Technical Officer)
取締役	山本一輝	CFO(Chief Financial Officer) 経営企画本部長
取締役	村上憲郎	株式会社村上憲郎事務所 代表取締役 セルソース株式会社 社外取締役
取締役	西村憲一	株式会社白山 社外取締役
取締役	越直美	三浦法律事務所 パートナー弁護士 OnBoard株式会社 代表取締役CEO ソフトバンク株式会社 社外取締役
常勤監査役	福島規久夫	サクセス・コーチング・スタジオ 代表
監査役	小田嶋清治	小田嶋清治税理士事務所 代表税理士 エバラ食品工業株式会社 社外監査役
監査役	松山大耕	臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 副住職

- (注) 1. 取締役村上憲郎氏、取締役西村憲一氏及び取締役越直美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福島規久夫氏、監査役小田嶋清治氏及び監査役松山大耕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小田嶋清治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 中野創氏は、2021年2月17日をもって、取締役を辞任いたしました。
5. 砂田有史氏は、2021年2月17日をもって、監査役を辞任いたしました。これに伴い補欠監査役である多久島逸平氏が同日付で社外監査役に就任いたしました。
6. 2021年3月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、多久島逸平氏は辞任いたしました。
7. 2021年3月25日付で、水谷潤氏は専務取締役から専務取締役に就任いたしました。
8. 当社は、取締役村上憲郎氏、取締役西村憲一氏及び取締役越直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、常勤監査役福島規久夫氏、監査役小田嶋清治氏及び監査役松山大耕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

(i) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (4)	120,205 千円 (16,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (5)	16,300 千円 (16,300)
合 計 (うち社外役員)	14 名 (9)	136,505 千円 (32,300)

- (注) 1. 上表には、2021年2月17日をもって辞任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)、並びに2021年3月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第21期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分年額300百万円以内。使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の役員報酬の個別の配分については、指名・報酬委員会の検討プロセスを経て、同委員会の答申に基づき、取締役会の決議により代表取締役社長である間下直晃氏に対して一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の管掌業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第30条第2項及び第42条第2項の規定に基づき、各社外取締役、並びに各社外監査役との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約(責任限定契約)を締結しております。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役又は監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものです。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担した損害及び訴訟費用並びに公的調査対応費用、刑事手続対応費用等の費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	村上 憲郎	株式会社村上憲郎事務所 セルソース株式会社	代表取締役 社外取締役
取締役	西村 憲一	株式会社白山	社外取締役
取締役	越 直美	三浦法律事務所 OnBoard株式会社 ソフトバンク株式会社	パートナー弁護士 代表取締役CEO 社外取締役
監査役	福島 規久夫	サクセス・コーチング・スタジオ	代表
監査役	小田嶋 清治	小田嶋清治税理士事務所 エバラ食品工業株式会社	代表税理士 社外監査役
監査役	松山 大耕	臨濟宗大本山 妙心寺 退蔵院	副住職

(注) 兼職する法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村上 憲郎	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主にグローバル企業の経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営全般の観点から適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	西村 憲一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営全般の観点から適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	越 直美	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	福島 規久夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会13回のうち12回に出席し、主に財務に関する豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
監査役	小田嶋 清治	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査役会13回の全てに出席し、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
監査役	松山 大耕	2021年3月25日に監査役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、監査役会11回の全てに出席し、主に妙心寺退蔵院副住職としての卓見に基づく倫理的観点やグローバルでの活動に基づく知見に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,222,259	流 動 負 債	4,758,983
現金及び預金	1,823,797	買掛金	546,312
受取手形及び売掛金	1,728,357	短期借入金	1,642,912
前渡金	49,156	1年内返済予定の長期借入金	512,980
その他	621,147	前受金	882,928
貸倒引当金	△200	賞与引当金	104,119
固 定 資 産	11,036,760	未払法人税等	51,897
有 形 固 定 資 産	1,694,812	その他	837,834
建物	789,271	固 定 負 債	5,579,185
工具、器具及び備品	306,768	長期借入金	4,828,100
リース資産	598,772	リース債務	496,941
無 形 固 定 資 産	6,125,820	資産除去債務	245,219
ソフトウェア	1,704,740	その他	8,925
ソフトウェア仮勘定	661,894	負 債 合 計	10,158,169
のれん	3,759,122	(純 資 産 の 部)	
その他	62	株 主 資 本	4,739,070
投 資 そ の 他 の 資 産	3,216,127	資本金	92,190
投資有価証券	273,208	資本剰余金	2,831,834
関係会社株式	307,569	利益剰余金	2,609,803
長期貸付金	48,755	自己株式	△794,757
敷金及び保証金	305,460	その他の包括利益累計額	307,284
長期前払費用	82,102	その他有価証券評価差額金	7,380
繰延税金資産	1,651,506	為替換算調整勘定	299,904
その他	548,418	新 株 予 約 権	2,160
貸倒引当金	△894	非 支 配 株 主 持 分	52,336
資 産 合 計	15,259,020	純 資 産 合 計	5,100,851
		負 債 純 資 産 合 計	15,259,020

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,493,601
売上原価	6,188,446
販売費及び一般管理費	5,305,155
営業利益	3,953,967
営業外収益	1,351,187
受取利息	2,183
受取保険金	9,280
助成金収入	19,770
投資有価証券の利益	8,652
その他	11,119
営業外費用	51,006
支払利息	34,692
為替差損	25,245
支払手数料	29,434
土地代家賃	31,723
持分法による投資損失	34,675
その他	13,609
経常利益	169,382
特別利益	1,232,811
その他	92
特別損失	92
減損損失	475,282
子会社清算	77,469
その他	15,080
税金等調整前当期純利益	567,832
法人税、住民税及び事業税	122,605
法人税等調整額	△797,976
当期純利益	665,071
非支配株主に帰属する当期純利益	1,340,443
親会社株主に帰属する当期純利益	16,182
	1,324,261

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,875,912	流動負債	4,202,795
現金及び預金	646,593	買掛金	594,029
受取手形	4,874	未払金	200,883
売掛金	1,332,386	短期借入金	1,642,912
たな卸資産	136,968	1年内返済予定の長期借入金	512,980
前渡金	49,156	リース債務	108,498
前払費用	371,090	未払費用	87,927
関係会社短期貸付金	300,000	未払法人税等	8,603
その他の他	35,041	前受金	781,549
貸倒引当金	△200	預り金	36,565
固定資産	11,571,715	賞与引当金	15,000
有形固定資産	1,584,384	その他の他	213,846
建物	740,949	固定負債	5,563,619
工具、器具及び備品	259,692	長期借入金	4,828,100
リース資産	583,742	リース債務	490,300
無形固定資産	2,105,601	資産除去債務	245,219
ソフトウェア	1,547,194	負債合計	9,766,414
ソフトウェア仮勘定	558,344	(純資産の部)	
その他の他	62	株主資本	4,671,673
投資その他の資産	7,881,729	資本金	92,190
関係会社株式	5,871,904	資本剰余金	3,373,723
投資有価証券	271,759	資本準備金	2,873,723
長期貸付金	48,755	その他資本剰余金	500,000
関係会社長期貸付金	73,581	利益剰余金	2,000,516
敷金及び保証金	300,312	その他利益剰余金	2,000,516
保険積立金	547,508	繰越利益剰余金	2,000,516
繰延税金資産	722,487	自己株式	△794,757
長期前払費用	82,102	評価・換算差額等	7,380
その他の他	910	その他有価証券評価差額金	7,380
貸倒引当金	△37,593	新株予約権	2,160
資産合計	14,447,628	純資産合計	4,681,213
		負債純資産合計	14,447,628

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		9,746,347
売	上		
	原		
	高		
	価		
	原	2,102,390	
	価	525,596	
	却		
	費	2,963,908	5,591,896
	原		
	価		
	益		4,154,451
販	上		3,172,876
売	費		
費	及		
及	び		
一	般		
管	理		
費			
利			
益			981,574
營	業		
業	外		
収			
益			
息		4,865	
金		764,190	
他		22,565	791,620
支		34,862	
損		8,047	
料		29,434	
賃		31,723	
他		8,885	112,953
利			
益			1,660,241
特	別		
子	会		
社	社		
清	算	67,447	67,447
損			
失			
失		323,451	
他		13,831	337,283
税			
引			
前			
当			
期			
純			
利			
益			1,390,406
法		8,934	
人			
税			
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
額		△311,311	△302,376
調			
整			
額			
益			1,692,782
当			
期			
純			
利			
益			

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社バイキューブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バイキューブの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイキューブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ブイキューブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブイキューブの2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社ブイキューブ 監査役会
常勤社外監査役 福 島 規久夫 ㊞
社外監査役 小田嶋 清 治 ㊞
社外監査役 松 山 大 耕 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円
総額194,167,656円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 現行定款第12条（招集）の変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

(2) 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第17条（電子提供措置等）の新設

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条</u> 現行定款第12条（招集）の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2021年12月31日時点)
1	ました なお あき 間下直晃 (1977年12月2日)	<p>1998年10月 (有)アイキューブインターネット(2006年3月に当社と合併により消滅)設立 同社代表取締役社長</p> <p>2004年1月 (株)アイキューブブロードコミュニケーション(現 当社) 代表取締役社長・CEO(現任)</p> <p>2012年1月 V-cube Global Services Pte. Ltd. Director</p> <p>2012年7月 PT. V-CUBE INDONESIA President Komisararis</p> <p>2013年4月 V-cube USA, Inc. Chairman(現任)</p> <p>2015年10月 (株)アイキューブロボティクス・ジャパン(現 (株)センシンロボティクス) 取締役(現任)</p> <p>2015年10月 Wizlearn Technologies Pte. Ltd. Director(現任)</p> <p>2018年11月 (株)センシンロボティクス 代表取締役社長</p> <p>2019年8月 同社代表取締役会長(現任)</p> <p>2021年6月 Xyvid, Inc. Director(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)センシンロボティクス 代表取締役会長</p>	3,416,247株
2	たか だ まさ や 高田雅也 (1976年8月22日)	<p>2001年10月 (株)アイキューブインターネット(2006年3月に当社と合併により消滅)取締役</p> <p>2002年4月 (株)日立製作所 入社</p> <p>2004年10月 (株)アイキューブブロードコミュニケーション(現 当社) 取締役(現任)</p> <p>2006年4月 当社取締役副社長・管理部門長</p> <p>2012年12月 当社代表取締役副社長(現任)</p> <p>2017年1月 当社COO(現任)</p>	308,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数 (2021年12月31日時点)
3	みず たに じゆん 水 谷 潤 (1983年4月18日)	2006年4月 当社入社 2012年7月 当社営業副本部長 2015年1月 当社営業本部長(現任) 2016年3月 当社取締役・CRO(現任) 2019年3月 当社常務取締役 2021年3月 当社専務取締役(現任)	6,200株
4	かめ ざき よう すけ 亀 崎 洋 介 (1979年12月25日)	2002年5月 (株)アイキューブインターネット(2006年3月に当社と合併により消滅)入社 2004年5月 (株)アイキューブブロードコミュニケーション(現 当社)入社 2012年3月 当社取締役(現任) 2013年1月 当社CTO(現任)・技術本部長 2013年5月 V-cube Global Services Pte. Ltd. Director	50,200株
5	やま もと かず き 山 本 一 輝 (1978年10月2日)	2003年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年11月 公認会計士登録 2015年10月 プラスワン・マーケティング(株) 取締役 2017年4月 (株)地域経済活性化支援機構 入社 2019年4月 当社CFO(現任)・経営企画本部長(現任) 2019年12月 (株)地域経済活性化支援機構 ディレクター 2021年3月 当社入社、当社取締役(現任) 2021年6月 Xyvid, Inc. Director(現任)	500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2 0 2 1 年 1 2 月 3 1 日 時 点)
6	むら かみ のり お 村 上 憲 郎 (1947年3月31日)	<p>1970年4月 日立電子(株)(現 株)日立国際電気)入社 2003年4月 Google, Inc.副社長 兼グーグル(株) 代表取締役社長 2009年1月 グーグル(株) 名誉会長 2011年1月 (株)村上憲郎事務所設立 代表取締役(現任) 2012年3月 当社社外取締役(現任) 2013年8月 (株)ウェザーニューズ 社外取締役 2016年10月 (株)エナリス 代表取締役会長 2017年10月 セルソース(株) 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)村上憲郎事務所 代表取締役 セルソース(株) 社外取締役</p>	-
7	にし むら けん いち 西 村 憲 一 (1947年6月10日)	<p>1970年4月 日本電信電話公社 入社 1999年6月 西日本電信電話(株) 取締役広島支店長 2002年5月 (株)NTTネオメイト 代表取締役社長 2009年6月 (株)東電通 代表取締役社長 2010年10月 (株)ミライト・ホールディングス 代表取締役副社長 2012年10月 (株)ミライト 代表取締役副社長 2013年6月 (株)ミライト 取締役相談役 2014年6月 (株)ミライト 相談役 2014年7月 (株)白山製作所(現 株)白山) 社外取締役(現 任) 2015年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)白山 社外取締役</p>	8,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2021年12月31日時点)
8	こし 越 直 美 (1975年7月5日)	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 弁護士 2009年6月 ハーバード大学ロースクール卒業 2009年10月 デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所 勤務 2010年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2010年9月 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所 客員研究員 2012年1月 大津市長 2020年3月 当社社外取締役(現任) 2020年9月 三浦法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2021年1月 カリフォルニア州弁護士登録 2021年2月 OnBoard(株) 代表取締役CEO(現任) 2021年6月 ソフトバンク(株) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 三浦法律事務所 パートナー弁護士 OnBoard(株) 代表取締役CEO ソフトバンク(株) 社外取締役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 村上憲郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、グローバル企業の経営者としての経験が豊富であるため、当社の更なるグローバル展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
- (2) 西村憲一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、情報・通信分野における企業経営者としての経験が豊富であるため、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- (3) 越直美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくことを期待したためであります。また、同氏は、大津市長として2期8年にわたり市政運営にあたってこれ、行政活動を通じた多様な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる事業展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏が再任された場合には、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】スキル・マトリックス

本議案の承認が得られた場合、当社の経営陣が備えるべき専門知識・経験に基づいた各取締役、監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

		企業 経営	ESG	事業 戦略	IT	財務/ 会計/ M&A	法務/コン プライア ンス/リス ク管理	人材 開発	ウェルビ ーイング	国際	営業/ マーケテ ィング
取 締 役	間下 直晃	○	○	○	○	○				○	○
	高田 雅也	○			○		○	○	○		
	水谷 潤	○		○				○			○
	亀崎 洋介	○			○					○	
	山本 一輝	○				○				○	
	村上 憲郎	○	○	○	○					○	
	西村 憲一	○	○	○	○						
越 直美	○	○				○			○		
監 査 役	福島 規久夫		○					○	○		
	小田嶋 清治					○					
	松山 大耕		○					○	○	○	

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2021年12月31日時点)
かわさきのぶお 川崎信夫 (1958年9月28日)	1982年4月 東京国税局入局 2017年7月 東京国税局 八王子税務署長 2018年7月 東京国税局 調査第四部長 2019年8月 税理士登録	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川崎信夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川崎信夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであり、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 川崎信夫氏が社外監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。川崎信夫氏が補欠監査役として選任され、社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 その他の事務所大阪事務所ほか10か所		
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	A S G監査法人と合併し太陽A S G監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概 要	構成人員	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	303名
		公認会計士試験合格者等	245名
		その他専門職	187名
		事務職員	87名
		契約職員	221名
		合計	1,135名
	被監査会社数		1,018社

(注) 当社は、太陽有限責任監査法人が選任された場合、同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年3月25日開催の第21期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内。使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること又は譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間150,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額75百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。なお、対象取締役に對する初回の付与は、2023年1月1日以降を予定しております。

現在の対象取締役は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は5名となります。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」

という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日(ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給又は報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数(2021年12月31日時点)に占める割合は0.6%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上